

大分県の文化部活動の在り方に関する方針【概要】

趣旨等

《運動部活動以外の全ての部活動が対象》

- 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）に則って策定。
- この方針は、本県の中学校及び高等学校段階における文化部活動を対象とするが、高等学校段階では、各学校において中学校の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 本県の実情や生徒の発達段階を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域や学校、分野、活動目的等の実態に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努め、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
 - ・学校教育の一環として合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけ、活動を強制することがないように留意。
 - ・学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
 - ・可能な限り生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図る。
 - ・小学校段階においても、学校教育の一環として行われる場合、児童の発達段階、教師の勤務負担軽減の観点を考慮し、休養日や活動時間を適切に設定 →【 P1, (1) 】

構成

1 適切な運営のための体制整備	(1)文化部活動の方針の策定等 (2)指導・運営に係る体制の構築
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	(1)適切な指導の実施 (2)文化部活動用指導手引の活用
3 適切な休養日等の設定	
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	(1)生徒のニーズを踏まえた文化部の設置 (2)地域との連携等
5 学校単位で参加する大会等の見直し	

1 適切な運営のための体制整備

(1)文化部活動の方針の策定等

※負担軽減の観点から、既存の運動部に係る方針等に文言の加筆・修正を行い、部活動全体の方針として策定可 →【 P3, 注釈 】

県教委	○県の方針策定
学校設置者(市町村教委・学校法人)	○設置する学校に係る方針策定
校長	○学校の活動方針策定 ○活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表
文化部活動の指導者	○年間の活動計画等の作成と当該生徒・保護者への情報提供

(2)指導・運営に係る体制の構築

県教委 学校設置者(市町村教委・学校法人)	○部活動指導員制度の効果的活用と部活動指導員に対する定期的な研修の実施 ○文化部活動指導者及び学校管理職を対象とした研修実施
校長	○円滑に持続可能な文化活動が実施できるよう適正な数の文化部の設置 ○顧問の決定は適切な校務分掌に留意し、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る ○各部の活動内容を把握し、教師の負担が過度とならないよう適宜、指導・是正 ○文化部活動の指導方針について関係者の共通理解を図る機会の設定
共通	○働き方改革を踏まえ、教師の文化部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を実施

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施 (2)文化部活動用指導手引の活用

校長・文化部活動の指導者	○生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底 ○夏季の活動における熱中症事故の防止等の安全確保の徹底
文化部活動の指導者	○生徒の多様なニーズの把握と生徒の主体性を尊重した目標・指導方針の設定 ○生徒とのコミュニケーション十分に図る ○短時間で効果が得られる指導の実施 ○発達の個人差や成長期における心身の状態等を踏まえた指導の実施 ○「国のガイドライン」によって作成された指導手引き等を活用

3 適切な休養日等の設定

<休養日及び活動時間の基準>

中学校

- ◆休養日 週2日以上(平日1日以上／週末1日以上)
- ◆活動時間(平日:2時間程度、休業日:3時間程度)

中高
共通

- ・できるだけ短時間で合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う
- ・長期休業中は、連続した休養日やある程度長期の休養期間の設定
- ・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替
- ・大会参加等で活動時間が大きく上回った場合は、週や月単位で活動時間を調整し、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮

高等学校

- ◆休養日 週2日以上(1日は週休日が望ましい)※原則
- ◆活動時間(平日:3時間程度、休業日:4時間程度)※原則

- 高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意
- 学校の実態や特色及び分野の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において休養日・活動時間の弾力的な設定可
- ※ただし、「週1日」及び「月1日以上」の週休日」を完全休養日とする

県教委	○休養日及び活動時間の設定状況、実施状況の調査を行い、適宜、指導・是正を行う
学校設置者(市町村教委・学校法人)	○「設置する学校の文化部活動の方針」において、休養日及び活動時間の基準を設定し、明記する。また、適宜、支援及び指導・是正を行う
校長	○「設置者の方針」に則り、文化部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する ○各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

県教委、市町村教委	○生徒の部活動の機会が損なわれないよう、合同部活動の取組を推進
校長	○生徒の多様なニーズに応じた活動のできる文化部の設置を検討

(2) 地域との連携等

県教委 学校設置者(市町村教委・学校法人) 校長	○家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化活動等に親しむ機会を充実する観点から、社会教育施設、文化施設の活用や芸術文化関係団体等、各種団体との連携、保護者の理解と協力等、環境整備の充実 ○地域と連携した取組を推進することについて関係者、保護者の理解と協力を促す
県教委、市町村教委	○芸術文化活動等に親しめる場所の確保に向けた学校施設の開放を推進

5 学校単位で参加する大会等の見直し

県教委 学校設置者(市町村教委・学校法人) 関係団体	○大会の参加規定や規模、日程、運営の在り方等に関する見直しを検討 ○学校単位で参加する大会等の全体像の把握、大会の統廃合等についての要請 ○各学校の文化部が参加する大会数の上限の目安等について検討
校長	○参加する大会等の精査